

米粉スイーツマスター公式ルール

1. 通信講座の受講について

● 受講について

通信講座を受講する方は、弊社サイト内にて課題提出をしていただきます。
添削は基本的に3営業日以内（土日祝日や夏季休業日、年末年始を除く）にご返信いたします。なお、課題は1から順にご受講ください。（順番通りであれば、1度に何課題か提出していただいても構いません。再提出を求められた場合は、その課題をクリアしてから次へ進んでください。）

● 受講期限について

受講チケット購入から受講スタートまでは3カ月、受講スタートから受講終了までは1年間といたします。なお、受講期限が過ぎた場合には、あらためて受講料をご購入いただきますので、ご了承ください。

2. 米粉スイーツマスターについて

- 本講座にてすべての課題を合格された後、卒業テストに合格された方は、「米粉スイーツマスター登録料」をお買い求めください。登録料をご購入いただくことにより、米粉スイーツマスターとして認定され、ご自身でレッスンを開催していただくことができます。
- 登録料ご購入時に、認定状のあり・なしをお選びいただけます。認定状なしの場合でも、本講座のレシピを使用してレッスンをしていただくことができます。ご希望にあわせてお選びください。
- 米粉スイーツマスターの資格保有者は、課題8レシピを使ったレッスンが可能です。（インターネット等を使用したオンラインレッスンも可能です。）
- ご自身のご判断でアレンジレシピを教えることは禁止しています。また、1回のレッスンについて、教えられるレシピは3レシピまでとします。

3. 基本ルールについて

- 正式名称のご使用をお願いいたします。

➤ 認定資格名

米粉スイーツマスター（×スイーツマスター ×スイーツマイスター）

➤ レッソンの名称

米粉スイーツマスター講座（×米粉スイーツレッスン）

- SNS・媒体等に投稿する際のルール
- ☆ SNSで米粉スイーツマスターについて発信される際は、「#米粉スイーツマスター」と入れてください。
- ☆ レッスン名、メニュー名、資格名称等は、正式名称の使用をお願いいたします。
- ☆ ブログ、ホームページにて米粉スイーツマスターについて記載する場合は、弊社指定のバナーの使用をお願いいたします。
- ☆ 外部の媒体（ex.雑誌、広報誌等）に掲載する際も、米粉スイーツマスターの文言を記載、正式名称を使用いただくようお願いいたします。また、掲載が決定した時点で、運営事務局までご一報いただきますようお願いいたします。
- ☆ SNS、ブログ、動画プラットフォーム等を通して、レシピを公開することは禁止させていただきます。あらかじめご了承ください。

4. レシピについて

- 本講座内のレシピ、動画、資料等のコピー、スキャニング、デジタル化等の無断複製・転載はご遠慮ください。認定を受けた後は、受講生・卒業生専用ページからレシピをダウンロードしてお使いいただけます。
※ご自身のフォーマットに変更されるなどの修正は、誤植につながる可能性がありますので禁止させていただきます。
- レシピのアレンジはできませんのでご注意ください。

5. レッスンについて

- お菓子教室を自宅で開く場合は、保健所の食品衛生管理等の申請は不要です。販売を行う場合は、各種許可が必要になって参りますので所轄の保健所にお問い合わせください。また、衛生管理については、所轄の保健所に「食品衛生責任者」という1日で受講できる講座がありますので、受講をご検討ください。

以上